

(1) 安心して出産できる環境の支援

現 状

子どもがすべての家庭で大切にされるためには、安心して出産できる環境の整備が必要です。区では、妊産婦の健康を守り、生まれる子どもの健やかな発育と発達を支えるために、平成29年4月から、妊娠届を提出された全妊婦を対象に面接を行う「ゆりかご・めぐろ事業」を実施しています。面接時に妊婦の健康状態や家庭の実情等を把握し、必要な情報提供や相談対応、特定妊婦※に対して支援プランの策定を行っています。母子が健康に過ごすために妊婦健康診査や妊婦及び産後1年以内の産婦を対象とした妊産婦歯科健康診査を実施するとともに両親学級や育児教室等を開催しています。

出産後は、保健師や助産師が妊産婦・新生児訪問を行い、育児に関する相談に応じるとともに、育児指導や助言を行っています。

令和元年度から、育児不安や心身の不調があり、家族等から十分な支援が受けられない産後4か月ころまでの産婦を対象に、産後ケア事業（訪問型）を実施しています。区が委託した助産師が、家庭訪問し、乳房ケアや乳児の体重測定、育児相談などに対応しています。

また、保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課を「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、妊娠期から出産、子育て期を通じて切れ目ない支援を目指し、それぞれの機関が連携してライフステージに応じた総合的な支援に取り組んでいます。

課 題

- 妊産婦の健康を守り、生まれる子どもの健やかな発育と発達を支える健康診査や相談支援を充実することが必要です。
- 妊娠期から母子の健康管理や疾病の早期発見・早期治療等のために妊婦健康診査等の受診について丁寧に説明するなど、普及・啓発を行う必要があります。
- 妊婦面接で支援を必要とする特定妊婦を把握し、妊娠期から出産、子育て期にわたり、より適切な支援を行うために医療や福祉等の関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 妊産婦・新生児訪問及び乳児家庭全戸訪問により、母子全員の状況を把握し、早期から育児不安の軽減や虐待予防に努める必要があります。
- 子育て世代包括支援センターによる相談支援の充実を図るために、産後ケア事業の拡充や母子保健事業と子育て支援事業の連携を強化する必要があります。
- 育児学級等については、受講者の多様な生活様式やニーズに合わせたプログラムを検討する必要があります。

施策の方向

- 安全、安心な出産のために、妊婦健診を適切な時期に適切な回数を受診できるよう引き続き普及・啓発を行います。
- 妊婦面接で把握した特定妊婦等への支援について子育て支援部や医療、福祉等の関係機関と連携し支援体制を整備します。
- 妊産婦・新生児訪問および乳児家庭全戸訪問により、4か月健診ころまでに母子の全数把握を行い状況に応じて必要な支援を講じ育児不安の軽減や虐待予防に努めます。
- 利用者の状況やニーズに対応できるよう産後ケア事業を拡充します。
- パパママの育児教室※や育児学級等について、受講しやすい実施方法を検討します。

【新規事業】

- 事業番号3101 ゆりかご・めぐろ事業（妊婦面接相談）（保健予防課・碑文谷保健センター）

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために、ゆりかご相談員（保健師等）が、面接を実施し、情報提供や相談対応を行う。継続的に支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係機関等と連携し見守りや支援を行う。

現況	計画目標
平成29年度から開始 平成30年度 継続実施 令和元年度 継続実施	妊婦面接率の向上を図る。 支援プランを作成した妊婦に対して、継続支援ができるよう、関係機関と連携し、支援体制を構築する。

- 事業番号3102 産後ケア事業（碑文谷保健センター）

目黒区内に在住する（区内に住民登録がある）産後4か月ころまでの、心身の不調や育児支援が得られないなどの母子に対し、ケアや育児指導等を行う。

現況	計画目標
令和元年度から産後ケア（訪問型）を開始 令和元年度中に産後ケア（宿泊型）を開始	産後ケア事業が、必要な方に利用できるよう普及・啓発していく。

- 事業番号3103 子育て世代包括支援センター事業（保健予防課・碑文谷保健センター・子育て支援課）

保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課を子育て世代包括支援センターと位置づけ、目黒区内に在住する妊産婦並びに乳幼児から18歳未満の子どもとその保護者を対象に関係機関等との連絡調整を行い支援を行う。

現況	計画目標
令和元年度から開始	子育て世代包括支援センター事業を着実に実施し、安心して子育てができるよう子育て家庭を支援していく。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号3104〕 妊婦健康診査 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3101〕 妊娠の届出をした妊婦に対して、妊婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、妊娠中に14回医療機関に委託して健康診査を実施する。妊娠超音波検査、妊婦子宮頸がん検診も1回公費負担する。

事業名	事業概要
〔事業番号3105〕 妊産婦・新生児・未熟児訪問指導・乳幼児 全戸訪問事業 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3102〕 新生児・未熟児に対して、区の保健師又は 委託による助産師が訪問し、指導を行う。 「子育て家庭の福祉を増進及び、児童虐待 の防止等に関する法律」に規定する児童虐 待の早期発見を目的として、乳児家庭に対 して訪問を行う。
〔事業番号3106〕 産前・産後支援ヘルパー派遣事業 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3103〕 新生児家庭に対し、一定期間、産前・産後 支援ヘルパーを派遣し、育児・家事のサー ビスを提供する。
〔事業番号3107〕 ハローベビークラス・サロン ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3104〕 主に初妊婦を対象に、妊娠・出産・育児等 について必要な知識を習得し、理解するこ とや交流を目的として実施する。
〔事業番号3108〕 パパママの育児教室 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3105〕 父親の育児参加を促すとともに、初めての 育児を支援するため、沐浴実習や育児体験 等を実施する。
〔事業番号3109〕 妊娠高血圧症候群※等医療費助成 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3106〕 妊娠高血圧症候群は、妊産婦の死亡原因に なるとともに、未熟児等の発生原因となる など出生児に対する影響もあり得るため、 早期に適切な医療を受けることを容易にす るために必要な医療費の助成を行う。
〔事業番号3110〕 保健指導（保健指導票の交付） ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3107〕 生活保護世帯や非課税世帯の妊産婦・乳児 に対し、専門医の保健指導が無料で受けら れる保健指導票を交付する。
〔事業番号3111〕 妊産婦歯科健診 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3108〕 妊産婦の歯科疾患の予防及び早期発見によ る口腔衛生向上を図るため、目黒区歯科医 師会に委託して歯科健診を実施する。
〔事業番号3112〕 入院助産費用の援助 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3109〕 経済的理由で病院に入院して出産するこ とが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設 （病院、助産院）での出産費用の一部を援 助する。
〔事業番号3113〕 養育医療（未熟児養育医療）費助成 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3110〕 未熟児であって入院養育が必要のため、指 定医療機関に入院した者を対象に、社会保 険等の自己負担分を公費で負担する。

事業名	事業概要
〔事業番号3114〕 小児慢性疾患の医療費助成 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3111〕 小児慢性疾患をもつ児童を対象に、社会保険等の自己負担分を助成する。
〔事業番号3115〕 育成医療費助成 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3112〕 18歳未満の児童で身体上の障害のある児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童に対して早期に適切な治療を受けさせるため、医療費を助成する。

(2) 家庭における子育て力の向上

現 状

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要ですが、三世帯世帯の割合の低下や一人親家庭の割合の上昇など、世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、各家庭の抱える課題も複雑化しています。

支援を必要とする家庭への働きかけや、子育て支援への取組をより充実させることは、保護者の子育て力を向上させることへつながります。保護者が、安心して子育てや教育を行い、子どもに対しての「学びの基礎」を築くことができるよう、家庭教育の自主性を尊重しながら、子どもの生活習慣の習得や自立心をはぐくむ学習機会を提供しています。

区では、母親が孤立せず安心して育児ができるよう、保健師等専門職が、随時個別相談に応じるとともに、産後ケア事業による母子のケアや育児指導を行っています。あわせて、育児に関する正しい知識の普及・啓発や仲間づくりを目的として、生後1～3か月の初産婦を対象としたフレッシュママの集い、5か月児・10～11か月児を対象とした歯科衛生指導や栄養指導等を行う育児学級を開催しています。

子どもの養育にかかる費用が家計に及ぼす影響を緩和し、家庭における生活の安定を図ることで子どもの健全な育成に資することを目的として、子どもや家庭の状況に応じて、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当が支給されています。また、子ども医療費助成制度により、中学生までの子どもの医療にかかる費用を助成しています。

区内の3歳児から5歳児の約45%は私立幼稚園に通園しています。幼児教育における保育料については、「子ども・子育て支援法」の一部が改正され、令和元年10月から幼児教育無償化が施行されました。しかし、無償化後も一定の負担が残っている状況等を踏まえ、私立幼稚園児保護者に対し、さらなる経済的な負担を軽減するための補助事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図っています。

また、経済的理由により就学が困難な家庭の国公立小・中学生に対して就学援助を行っています。

核家族化が進み、また地域との中での人と人とのつながりが薄くなる中で、子育てに不安や負担を感じる家庭があります。一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように利用者支援事業を実施しています。あわせて児童館等への出張相談を実施し、より利用者に近いところへ出向き相談を受けています。

また、子どもの誕生前の準備から学童期までを対象にした総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行しています。保健予防課・碑文谷保健センターが実施する乳幼児健診や育児学級などの機会を通じて、また、児童館や保育園などが実施するひろば事業、めぐろ学校サポートセンターが実施する教育相談等で子育てや教育に

関する相談や情報提供を行っています。

課題

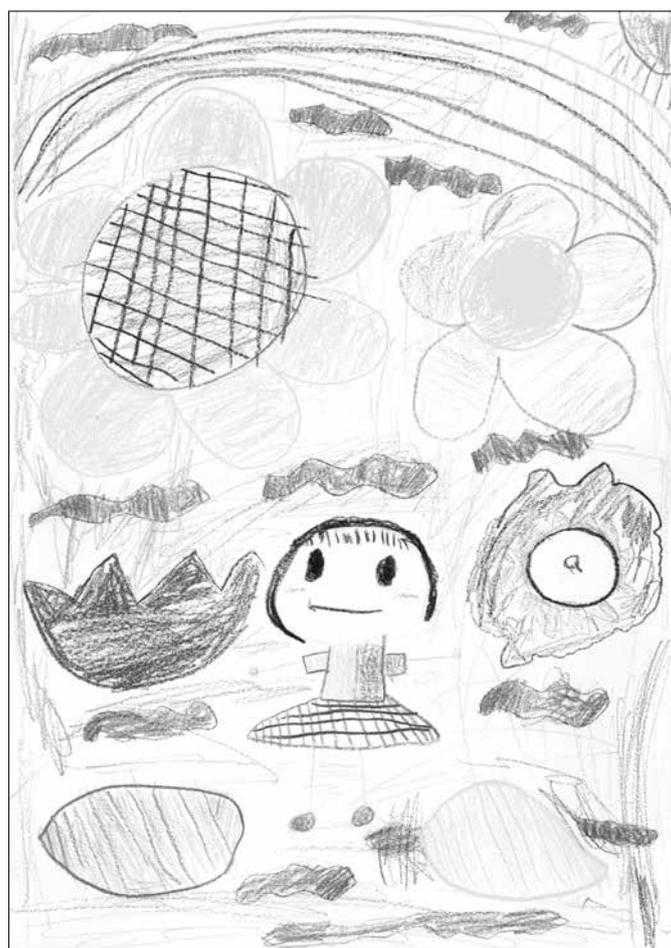
- 安心して子育てをするために、必要な時に適切な情報を入手できるように、インターネット等での情報提供の充実と、急速に普及しているスマートフォンなどの多様な媒体を活用した、迅速な情報発信の仕組みづくりが必要です。
- 子育てに関する情報を、必要とする方にわかりやすく、利用しやすい形で提供していく必要があります。
- 子育てに不安を感じている、どこに相談したらよいかかわからないという方に対しサービスを周知し、支援を行っていく必要があります。
- 育児学級やフレッシュママの集いについては、利用者のニーズに合わせた実施方法等を検討する必要があります。
- 随時、育児に関する悩み等に対応するために、保健師等専門職が電話や面接、訪問等を行う体制を維持する必要があります。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力の向上をめざして、家庭におけるしつけや子どもに対する保護者のかかわり方などを学ぶ機会の提供や情報提供などの支援を進める必要があります。
- 時代とともに変化している保護者のニーズや興味に、より柔軟に対応した事業が求められています。
- 子育てに関する不安や負担を感じる家庭が多く存在し、様々な要因が複雑に絡み合った相談が増えており、職員の相談対応力の向上や関係機関の連携が求められています。

施策の方向

- 私立幼稚園児保護者に対する支援を継続して実施します。
- 経済的理由により就学が困難な家庭の国公立小・中学生に対する就学援助を継続していきます。
- 育児学級やフレッシュママの集いでは、正しい知識の普及・啓発だけでなく交流の場を提供し仲間づくりの支援を行うなど、内容の充実を図ります。
- 随時、個別相談に対応するために、保健師等専門職が電話や面接、訪問等により対応できる体制を継続していきます。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の提供を行い、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けて、より効果的な支援を行うための検討を進めていきます。
- 保護者の状況に対応した家庭教育の多様な支援をしていきます。
- 子育てスーパーバイザーを相談機関に派遣し、職員が専門的な相談にも対応できるように援助していきます。また、関係機関のネットワークを通して連携した対応を図っていきます。
- 総合的に情報を提供したり、インターネットやSNS、スマートフォンアプリなどを

活用したりすることにより、子育てに関する情報を利用者が使いやすい形で提供していきます。

- 電話や面談、訪問相談を実施し、安心して子育てできるように支援するとともに、出張相談の充実など、利用者の身近な場所で相談を受けられる体制を作ります。



【新規事業】

●事業番号3201 利用者支援事業（基本型）の実施（子育て支援課）

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるように子育て家庭の身近な場所で相談に応じ、個別ニーズを把握して適切な施設や事業を円滑に利用できるように支援する。

現況	計画目標
18歳未満の子どもに関することで、電話相談、来所相談等の子育て総合相談を実施している。	利用者の個別ニーズにあわせた情報提供や相談などの利用者支援を行う。 利用者の身近な場所で支援を行うために、出張相談を実施する。

●事業番号3202 子育て情報の提供（子育て支援課）

子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット※」及び子育てアプリを活用し、区のサービスやイベント情報、子育てに関するサービスや施設情報など、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行し、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。

現況	計画目標
〔前計画番号3202〕 子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を母子健康手帳交付時や子ども関連施設で配布した。 めぐろ子ども・子育てネットを再構築し、子育てアプリの開発を行った。	子育て情報誌については、民間との協働により作成、発行する。 めぐろ子ども・子育てネット及び子育てアプリについては運用を開始し、区民が利用しやすい情報提供、情報発信を行っていく。 情報発信の多言語化を検討する。

【拡充事業】

●事業番号3203 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実（子ども家庭支援センター）

保護者の病気、出張などにより、一時的に児童の養育が困難となった区民の児童を、区内の児童養護施設で短期間養育する。

現況	計画目標
〔前計画番号3201〕 延べ利用人員24人、延べ利用日数92日（平成30年度実績）	要支援家庭を対象にしたショートステイ事業の実施を検討する。また、ショートステイの協力家庭の活用も検討し、将来的な養育家庭の担い手を増やすように図る。

●事業番号3204 子育てスーパーバイザー派遣事業の拡充（子ども家庭支援センター）

子育てに関する不安や負担を感じる家庭が多く存在し、最近では、様々な要因が複雑に絡み合った相談が増えている。子育てスーパーバイザーを児童館、保育園等に派遣することにより職員が専門的な相談にも対応できるようにする。また保護者からの相談にも応じる。

現況	計画目標
〔前計画番号3212〕 延べ派遣時間116時間 (平成30年度実績)	区立保育園や児童館・学童保育クラブに加えて、私立保育園や幼稚園・こども園も対象とし、子どもに身近な関係機関における子どもや保護者の対応スキルを向上させる。 また、定期的な派遣に加えて、臨機応変な相談体制も構築する。

【検討事業】

●事業番号3205 トワイライト事業の検討（子ども家庭支援センター）

子育て短期支援事業の一環として、宿泊を伴わない形で、区内の児童養護施設等で養育する。

現況	計画目標
〔前計画番号3204〕 未実施	実施の可否も含めて、調査検討する。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号3206〕 子育て相談・子育て相談 ・子育て支援課 ・保育課	〔前計画番号3202〕 児童館や保育園などの各施設において、保護者や子どもからの子育て・子育てに関する悩みなどに関係者・関係機関と連携しながら対応する、第一次相談窓口としての役割を充実させていく。
〔事業番号3207〕 育児学級（5か月）、 （10・11か月） ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3205〕 育児に必要な知識の習得や親同士の仲間づくりを目的として実施する。

事業名	事業概要
〔事業番号3208〕 私立幼稚園等園児保護者に対する負担軽減 ・子育て支援課	〔前計画番号3206〕 私立幼稚園等園児の保護者に対して、経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る目的から、入園料補助、保育料補助、施設等利用給付等を実施する。なお、施設等利用給付とは、幼児教育無償化の実施により、令和元年度10月から就園奨励費に代わり始まった制度である。
〔事業番号3209〕 子育て講座 ・子育て支援課	〔前計画番号3207〕 家庭における子育て力の向上を目的として、身近なテーマを取り上げて講座を開催する。
〔事業番号3210〕 家庭教育講座 ・生涯学習課	〔前計画番号3208〕 学校や地域社会における集団生活のルールやマナーを子どもが身につけていけるように、家庭でのしつけ等について、学習や交流の機会を提供する。
〔事業番号3211〕 家庭教育学級・講座の充実 ・生涯学習課	〔前計画番号3209〕 地域社会や家庭の環境が変化する中で、どのような家庭教育が望ましいのかを保護者自身が考えあい、学び合う機会を提供する。また、PTAが家庭教育学級（区立小学校）・講座（区立中学校）に取り組みやすいよう、情報提供や学習相談を行う。
〔事業番号3212〕 就学援助 ・学校運営課	〔前計画番号3210〕 経済的理由により就学困難な国公立小・中学校に在学する児童・生徒に対し就学援助費を支給する。
〔事業番号3213〕 外国人学校補助 ・総務課	〔前計画番号3211〕 外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、その授業料負担の軽減を図るために一定額の補助金を支給する。
【再掲】 〔事業番号1108〕 教育相談 ・教育支援課	〔前計画番号3213〕 めぐろ学校サポートセンターにおいて来室教育相談、電話教育相談を実施し、児童・生徒及び幼児の心身の健全な発達を図るため教育上の様々な問題について相談に応じる。
〔事業番号3214〕 児童手当、子ども医療費助成 ・子育て支援課	〔前計画番号3214〕 中学生までの児童の養育者に手当を支給し、児童の医療費を助成することにより、児童の保健の向上に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する。

(3) 特に配慮が必要な家庭への支援

現 状

子どもの養育、教育、健康、経済面などにおいて様々な課題を抱えて生活をしている社会的配慮が必要な家庭が増えています。それは、子どもの将来に大きな影響を与えるおそれがあります。

保健予防課・碑文谷保健センターでは、悩みを抱えた乳幼児を持つ母親の育児不安の軽減を図るためにグループワーク形式で母親の会を開催しています。また、ひきこもりや摂食障害※などの思春期・青年期の子どもを持つ親を対象として思春期・青年期の親の会を開催しています。

保護者の経済状態の差による子どもの貧困に関する様々な課題が出てきています。令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境の整備が求められています。

また、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭の多くは子どもの養育、教育、健康や住宅など、様々な課題を抱えながら生活しています。特に母子家庭にとっては、所得の低いことが深刻な問題となっており、社会的・経済的・精神的自立をめざした支援を中心とした事業を実施しています。父子家庭においては、子どもや子育てに関する日常的な支援を中心に実施しています。母子相談、母子及び父子福祉資金の貸付け、母子生活支援施設、ひとり親家庭ホームヘルプサービスのほか、子どもや家庭の状況に応じて、ひとり親家庭等医療費助成、児童育成手当、児童扶養手当の支給を行っています。民間賃貸住宅に居住するひとり親世帯に対しては家賃助成などの居住支援を行っています。

区内の保育園、幼稚園・こども園、小・中学校には海外籍の子どもや海外から帰国した子ども、両親が国際結婚の子どもなどのいわゆる外国につながる子どもが在籍しており、言葉、制度、文化の違いから集団生活に不安や困難を感じる子どもや保護者が多くいます。区立学校では、習熟状況に応じて個別に日本語指導を行っています。

保育園や児童館、学校等では、日本語による意思疎通に困難のある子どもや保護者等に対して、目黒区国際交流協会に依頼し、入園や入学の説明会、保護者面談、児童・生徒との面談等意思疎通が必要なときに通訳ボランティアを派遣したり、連絡文書等の文書を翻訳したりして支援しています。

課題

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。
- 地域のかたが自発的に取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた、「子ども食堂」や「学習支援」団体、「子育てひろば」や「子育てサロン」など制度の枠組みを越えた柔軟な子育てサービスを支援していくことが必要です。
- 思春期・青年期の親の会開催について広く周知し、親の孤立化を防ぐ必要があります。また、学齢期のひきこもりなどについては教育機関との連携を図る必要があります。
- 青少年期における精神保健について、相談体制やネットワークづくりを推進する必要があります。
- ひとり親家庭では親の就業が多様化し、休日の昼間や平日の夕方や夜間にかけて子どもだけで自宅で過ごす時間が長くなっています。
- 国際化の進展に伴い、いわゆる外国につながる子どもの増加が見込まれる中、それらの子ども・保護者への支援や配慮をおこなっていくことが必要です。
- 教科等の授業の場面では、日本語の理解が不十分なために、教師の説明が理解できない等、学習内容の習得に困難を生じている場合があります。また、日本語の理解が不十分な保護者に対して、子育て支援や教育に関する様々な制度を、的確に伝えていく必要があります。

施策の方向

- 悩みを抱えた母親に対し、乳幼児健診や訪問の機会等を通じ必要に応じて母親の会への参加を勧めていきます。また、思春期・青年期の親の会については区報等で周知するほか、相談等の機会を通じて周知していきます。
- 教育機関や精神保健機関との連携により、相談・支援体制を整備していきます。
- ひとり親家庭の経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の活用を進めていきます。また、就労支援を行うため、ハローワークとの連携に取り組んでいきます。
- 貧困状況にある子どもが孤立し、将来への希望を持たない状況にならないよう、ほっとする、安心できる「居場所づくり」・「仲間づくり」・「地域との交流」の視点で取組を進めていきます。
- 子どもが食事を一人でとる「孤食」を防ぎ、子ども食堂などの楽しい食事の環境を提供できる取組を進めていきます。
- 将来、社会人として生きていくために必要な「教育の機会」を失わないよう、取組を進めていきます。
- 児童・生徒の日本語の習得状況に応じた指導を行うとともに、各窓口では、多言語による情報提供や相談機能を充実させ、きめ細かい対応ができるよう努めていきます。また、国際交流協会と連携し、通訳・翻訳ボランティアの活用を進めていきます。

【新規事業】

●事業番号3301 地域の学習支援団体への支援事業（子育て支援課）

子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるように支援することを目的として支援を行う。

現況	計画目標
支援方法の検討を行い、開始準備	課題等を整理し、事業を実施継続していく。

●事業番号3302 子ども食堂推進支援事業（子育て支援課）

地域での子どもの居場所の一つである「子ども食堂」という、地域の大人が、子どもやその保護者に無料または低額で食事を提供する取組への支援を行う。

現況	計画目標
平成30年度実績 補助団体 1団体	継続して実施していく。

【継続事業】

事業名	事業概要
【再掲】 〔事業番号1307〕 関係機関との連携・地域での見守り ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号1303〕 保護の必要な児童の早期発見と適切な保護を図るため、関係機関と連携し、地域での見守りを行う。
〔事業番号3303〕 思春期・青年期親の会 ・保健予防課	〔前計画番号3301〕 ひきこもり、不登校、摂食障害など子どもの問題に悩んでいる保護者に対し、グループや個別相談を実施し、問題に対応していく力をつける。
〔事業番号3304〕 セカンドファミリー事業 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3303〕 健全で温かい家庭生活を、宿泊または日帰りで経験させることにより、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、自立を促す。
〔事業番号3305〕 母親の会 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号3304〕 母親同士のグループワークにより育児不安の軽減を図る。
〔事業番号3306〕 母子及び父子福祉資金貸付 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3305〕 20歳未満の子どもを扶養している母子及び父子家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金を貸し付ける。
〔事業番号3307〕 ひとり親家庭ホームヘルプサービス ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3306〕 ひとり親家庭で、日常生活に著しく支障がある場合、ヘルパー派遣が受けられる介護券を交付する。

事業名	事業概要
〔事業番号3308〕 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3307〕 ひとり親に対する就業支援策として、教育訓練講座の受講料の一部を支給する。
〔事業番号3309〕 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3308〕 ひとり親に対する就業に向けた資格取得を容易にするため、修業期間中訓練促進給付金を支給する。
〔事業番号3310〕 母子生活支援施設 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3309〕 母子家庭で生活上の様々な問題のため、子どもの養育を充分できない方が入所する施設の運営。所得によって費用負担がある。
〔事業番号3311〕 第三者評価 ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号3310〕 母子生活支援施設において第三者評価を受審し、サービスの質の向上を図る。
〔事業番号3312〕 ひとり親世帯に対する民間賃貸住宅居住支援 ・住宅課	〔前計画番号3311〕 ひとり親世帯等に対して民間賃貸住宅家賃助成などの居住支援を行う。
〔事業番号3313〕 区立幼稚園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施 ・学校運営課	〔前計画番号3312〕 入学入園説明会、保護者面談等において児童生徒の意思疎通の場に通訳を派遣したり、連絡文書や学校便り等の翻訳を行う。
〔事業番号3314〕 日本語国際学級・日本語教室 ・教育指導課	〔前計画番号3313〕 日本語の理解が十分でない児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図る。
〔事業番号3315〕 児童育成手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度 ・子育て支援課	〔前計画番号3314〕 ひとり親家庭等に手当を支給し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。
〔事業番号3316〕 学習支援事業 ・子ども家庭支援センター ・福祉総合課	〔前計画番号3302〕 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため実施する。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

現 状

基礎調査では、育児休業を取得した母親の割合は53.8%で、平成25年度の同様の調査と比べて9.8ポイント上昇しました。一方で出産前に退職した、忙しい、子育てや家事に専念するため退職したなどにより、取得しなかったという割合は13.1%でした。育児休業を取得した母親（582人）の中で、希望より職場復帰を早めた人は37.4%で、その中で、理由が「希望する保育園に入るため」であった人は81.7%でした。また、希望より職場復帰を遅くした人は8.2%で、その中で、理由が「希望する保育園に入れなかったため」であった人は68.8%でした。

国の調査によると、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、平成29年は1,188万世帯となっています。

一方で、6歳未満児のいる夫の1日当たりの家事時間は約30分、育児時間は約50分程度であり、男性の育児休業取得率も5.14%（平成29年度）と、依然として男性の仕事優先の働き方が続いています。

出産後も就業を継続する女性の割合は増加傾向にありますが、第1子出産前有職者のうち半数近くが第1子出産を機に離職しています。

家族の介護や看護を理由とした離職者数は年間約10万人おり、男女別では女性の割合が全体の約8割を占めています。家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状がうかがえます。

このような状況の下、平成31年4月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。多様な働き方を可能にする社会の仕組みとともに、家事・育児・介護を分かち合う意識の醸成など、男女がそれぞれの個性や能力をいかし、仕事と生活が調和し、その両方が充実していくことのできる社会づくりが必要です。

区は、子育てと仕事の調和が実現できるよう、男女がともに協力して子育てがしやすい環境づくりや働き方に応じた保育園や学童保育クラブ等の保育サービスの提供を行っています。

保育園に入園を希望する保護者は年々増加しており、学童保育クラブの需要も年々高まっています。区内小学生人口の増加も相まって、放課後に安心安全の子どもの居場所として、子どものいる家庭の生活状況の変化や就労など様々な理由で、学童保育クラブを希望する家庭が増加しています。

課題

- 父親の育休取得の推進を図るとともに、就労支援としての保育園等の施設整備に加えて、子どもを持つ保護者が就労しやすい環境や社会づくりを、行政、企業や区民が協働して推進し、積極的に働く人をサポートできる仕組みづくりをより推進していくことが必要です。
- 男女がともに仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等の家庭生活の責任を担うためには、ワーク・ライフ・バランス※を推進し、仕事と生活が調和した生活へと「働き方」を見直していく必要があります。また、仕事優先の意識や固定的性別役割分担の意識など、様々な要因を解消させていく必要があります。
- 保育園の待機児童が解消した後も待機児童ゼロを維持できるよう、取り組んでいく必要があります。
- 学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要があります。また、児童の安心安全への意識の高まりから、校外に移動することのない小学校内への整備が求められています。

施策の方向

- 男女が共に仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」に基づいた施策を充実させていきます。
- 幼児教育・保育の無償化による影響や女性就業率の向上などの要因で伸びると予想される保育需要に合わせ、民設民営の認可保育園を中心に整備を進めていきます。
- 施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブを整備していきます。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討していきます。

【拡充事業】

● **【再掲】事業番号2404 学童保育クラブ整備（子育て支援課・放課後子ども対策課）**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1～6年生対象）の健全な育成を図るため、学童保育クラブを拡充整備する。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号2404〕</p> <ul style="list-style-type: none"> • 30か所の学童保育クラブを小学校区域ごとに配置し運営 公設公営 17か所 公設民営 9か所 民設民営 3か所 私立 1か所 <p>（平成31年4月1日時点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 令和2年4月までの新設整備 東根第二学童保育クラブ、（仮称）目黒本町一丁目学童保育クラブ、駒場小学校内学童保育クラブ（仮称）、下目黒小学校内学童保育クラブ（仮称）、八雲小学校内学童保育クラブ（仮称） • 令和2年4月までの拡充整備 田道小学校内学童保育クラブ <p>令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定する。令和3年度以降に開設可能な小学校から順次、教育委員会と調整しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて、できる限り小学校内に学童保育クラブを整備していく。</p> <p>また、利用時間の延長や対象学年の拡大の実施を図っていく。</p>

●【再掲】事業番号2406 認可保育園整備 【実】（保育計画課）

〔事業概要〕 保育園の待機児童が解消した後も私立保育園（賃貸型認可保育園含む）の設置等により、待機児童ゼロの維持を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号2406〕	【令和2年度】
平成30年度末（平成31年4月1日時点）	認可保育所開設（国有地）
定員	2か所 定員 265人
公設公営 1,856人	認可保育所開設（区有地）
公設民営 244人	1か所 55人
民設民営 3,695人	認可保育所開設（賃貸型）
計 5,795人	14か所 884人
整備数	（その他定員変更等）
公設公営 17か所	2か所 30人
公設民営 3か所	【令和3年度】
民設民営 53か所（分園含む）	（国有地）
計 73か所	1か所 定員 70人程度
	（区有地）
	3か所 290人程度
	（賃貸型）
	4か所 240人程度
	【令和4年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	【令和5年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	【令和6年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	〔令和2～6年度目標量（集計）〕
	（国有地） 3か所 定員 335人程度
	（区有地） 4か所 定員 345人程度
	（賃貸型） 21か所 定員 1,304人程度
	（その他定員変更）
	2か所 定員 30人

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号3401〕 子育て家庭への就労支援 ・子育て支援課	〔前計画番号3401〕 ほ・ねっとひろばで、子育て中の方に対してマザーズハローワークと連携して就労相談を行う。
〔事業番号3402〕 区民、事業者への情報提供・啓発 ・人権政策課	〔前計画番号3402〕 男女がともに仕事と生活の調和を図ることができるよう、職業環境の整備及び意識啓発を目的とし、区民・事業者に対し情報誌やホームページ等で情報提供を行うとともに、啓発事業を実施する。また、啓発用DVDの貸出を行う。



(1) 学校教育の振興

現 状

グローバル化・情報化の進展等により社会が急速に変化し、予測困難な時代になっています。未来を担う子どもたちには、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、多様な他者と協働して課題を解決しながら新たな価値を創造する力をはぐくむことが求められています。

学校教育では、子どもたちが自立してこれからの社会を生き抜いていけるよう、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを養うことが重要です。

教育委員会においては、学校教育に関する中期計画として「めぐろ学校教育プラン」を策定し、「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進するとともに、いじめや不登校、特別支援教育※の推進など、学校・家庭・地域・関係機関と連携・協力しながら、課題解決に向けた様々な取組を進めています。学校現場では、子どもの心の悩み、不安への対応、また、いじめや不登校は引き続き重要な課題であり、的確な対応に努めています。

特別支援教育については、特別支援教育の視点をもつ教員の育成のための各種研修や、多様な学びの場としての特別支援教室の指導内容の充実が着実に進んでいます。小・中学校全校に設置した特別支援教室では、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害の児童・生徒に対して、一人ひとりの状態に応じた指導を行っています。

教育環境の面では、教育におけるICT※の重要性がますます高まる中、ICT機器を活用した教育のための環境整備に取り組んでいます。さらに、小規模化に伴う課題解決のため、区立中学校の適正規模の確保と適正配置に取り組んでいます。

課 題

○全ての大人・子どもが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められています。

○グローバル化が進展する中で、未来を担う子どもたちが自立して生き抜いていくためには、学習指導要領※に基づき、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむとともに、実際の社会や社会の中で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間力等」をはぐくむ教育をさらに推進することが求められています。

- 不登校の児童・生徒一人ひとりの実態に合わせた登校支援を行う必要があります。
- 特別支援学級設置校における交流及び共同学習や、特別支援学校と区立小・中学校による副籍交流の充実、学校・園での教職員、児童・生徒、保護者への特別支援教育の理解啓発には、さらなる取組が必要です。
- 次代を担う子どもをはぐくむために、家庭、学校、地域が連携・協力して、子どもの教育にかかわっていく必要があります。
- 学校の教育環境や生活環境の充実・改善に加え、学校施設の安全対策や長寿命化対策などの観点からも、学校施設の計画的な更新が求められています。
- ICT機器の拡充やICT機器を活用した教員の指導力向上など、学校のICT環境の更なる充実が求められています。
- 急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階・各教科等の学習活動を通じて体系的に育成する重要性がますます高まっています。

施策の方向

- 一人ひとりの子どもが、人権の意義や重要性等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、具体的に行動でき、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育を推進します。また、児童・生徒に適切な指導ができるよう教員の人権教育に関する資質の向上を図ります。
- 「確かな学力」の向上に向けて、児童・生徒一人ひとりが学ぶことの喜びや楽しさを実感し、主体的な学びへつながる教育を進めます。また、区の補助的教員等を活用し、指導方法の工夫・改善を図り、学力の定着と向上に取り組みます。
- 「豊かな心」をはぐくむために、道徳教育の充実、自然宿泊体験教室等をとおした自然と触れ合い学ぶ機会の充実、伝統と文化を学び親しむ機会の充実、国際理解教育の推進などの取組を進めます。
- 子どもが生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができるよう、健康教育を推進します。
- 教員一人ひとりが教育課題に対する理解と認識を深め、学習指導・生活指導に関する実践的指導力や組織的に協働して諸課題に対応していく力などの教員としての資質・能力を高めます。
- めぐろエミールの居場所機能の更なる充実のための工夫とともに、メンタルフレンドの活用を促進します。
- 学校・家庭・地域の連携・協力を推進するため、日々の教育活動や指導の実情を積極的に保護者、地域に公表し、より開かれた学校、信頼される学校づくりを進めます。
- 共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じ

- た指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実を図っていきます。
- 既存施設の修繕を適切に実施するとともに、区立学校施設全体の計画的な更新に向けた学校施設更新計画の策定に取り組みます。
 - 学校のICT環境を計画的に整備し、ハードウェアの充実を図ることで、ICT機器を活用した学習活動の充実を図ります。

【新規事業】

●事業番号4101 英語教育の充実（教育指導課）

① 日帰り体験型英語学習事業

小学校第6学年児童を対象に、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) を利用して実施する。

夏季休業中を利用し、希望する中学校（大鳥中学校を除く）第2学年の生徒を中心にTOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) を利用して実施する。

② イングリッシュ・キャンプ

夏季休業中に八ヶ岳林間学園にて、大鳥中学校第2学年の希望する生徒を対象に実施する。

③ 英語4技能検定試験の実施

中学校第2学年の生徒を対象に、英語4技能「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の検定を実施する。

現況	計画目標
日帰り体験型英語学習事業を実施し、167人の区立中学校生徒が参加した。イングリッシュ・キャンプを実施し、大鳥中学校の生徒50人が参加した。	英語4技能検定を通して、生徒一人ひとりが自分の力を把握できるようにする。また、実践的に英語を話す場として小学校では全第6学年児童を対象に日帰り体験型英語学習事業を実施し、中学校では希望者を対象に日帰り体験型英語学習事業、イングリッシュ・キャンプを実施する。

●事業番号4102 プログラミング教育の充実（教育指導課）

小学校第5、6学年の児童を対象に総合的な学習の時間等においてプログラミングに関する学習活動を実施する。

現況	計画目標
小学校第5学年を対象に総合的な学習の時間においてプログラミングに関する学習活動を実施した。	小学校第5、6学年を対象にプログラミング的思考力をはぐくむプログラミングに関する学習活動を総合的な学習の時間等において実施する。

【拡充事業】

●事業番号4103 区立中学校の適正規模・適正配置の推進【実】（学校統合推進課）

中学生が多様な人間関係を構築しながら互いを思いやる心をはぐくみ、「生きる力」を身に付けていけるよう、教育環境の充実を目的として区立中学校の適正規模・適正配置の取組を推進する。

現況	計画目標
〔前計画番号4101〕南部・西部地区（第七・第八・第九・第十一中学校）の統合に向けた検討	統合方針の改定及び改定統合方針に基づいた取組を行う。

●事業番号4104 学校ICT環境の整備【実】(学校ICT課)

- ① 区立小・中学校の児童・生徒の情報教育の推進を図る。
- ② 区立小・中学校配備のコンピュータ機器リース期間満了に合わせ、機器の更新を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号4102〕 小学校9校、中学校2校の教育用ICT機器の入替を実施し、11校の全教室（普通教室、特別教室）に電子黒板機能付きプロジェクターを原則固定式で設置した。	小・中学校の教育用コンピュータ機器の入れ替え、電子黒板機能付き機器の整備及びICT環境調査・整備を行う。

【継続事業】

事業名	事業概要
【再掲】 〔事業番号1101〕 体罰等の防止に向けた取組 ・教育指導課	〔前計画番号1101〕 体罰の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員を対象とした研修を実施する。また、目黒区体罰根絶マニュアルを配付し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。
【再掲】 〔事業番号1105〕 人権教育 ・人権政策課 ・教育指導課	〔前計画番号1105〕 区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、また、児童館、青少年プラザ、社会教育館等の事業を通して、人権尊重の理念を定着させ、同和問題や男女平等などの人権教育を推進する。
【再掲】 〔事業番号1106〕 スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校や家庭等への派遣 ・教育支援課	〔前計画番号1106〕 スクールソーシャルワーカーを区立学校や家庭等に派遣し、子どもを取り巻く様々な環境などに起因した課題に関し、スクールカウンセラーや福祉も含めた関係機関と連携しながら解決を図る。
【再掲】 〔事業番号1107〕 長期欠席児童・生徒への学習支援 ・教育支援課	〔前計画番号1107〕 長期欠席状態にある児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援を行い、社会的な自立の力をつけ、集団生活への適応を図るとともに、学校復帰を目指す学習支援教室「めぐろエミール」を運営する。また、自宅でも学習ができるeラーニングを活用した学習支援を実施して、「めぐろエミール」への通級や学校復帰へつなげる取組を行う。
〔事業番号4105〕 日本の伝統文化理解教育の推進 ・教育指導課	〔前計画番号4103〕 伝統芸能継承者を区立学校へ派遣し、子どもが伝統文化に触れる機会をつくる。

事業名	事業概要
〔事業番号4106〕 少人数学習集団による指導やチーム・ティーチングの充実（学習指導講師等の活用） ・教育指導課	〔前計画番号4104〕 少人数の学習集団をつくり、学習内容の習熟の程度に応じた指導や課題を追究する学習・発展的な内容の学習を取り入れた指導を行う。また、区独自の学習指導講師や学習指導員を活用して、複数の指導者が協力して指導を行うチーム・ティーチングを実施する。
〔事業番号4107〕 環境教育の充実 ・学校運営課	〔前計画番号4105〕 区は「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとされ、各学校が「学校版めぐろグリーンアクションプログラム」を基に環境教育に取り組む。
〔事業番号4108〕 自然体験・生活体験の場の充実 ・学校運営課 ・教育指導課	〔前計画番号4106〕 区立小・中学校の児童・生徒が校外での豊かな自然環境の中で自然体験や宿泊体験を行うことで、①自然を愛する心や環境を保全する態度の育成、②自律の精神・協調性・規範意識の育成、③自ら学び考える力の育成、④心身の健康や体力の増進を図ることを目的に、小学校4年生から中学校1年生までの児童・生徒を対象に毎年、「自然宿泊体験教室事業」を実施する。
【再掲】 〔事業番号2118〕 健康教育の推進 ・学校運営課	〔前計画番号2118〕 健康づくりに関する専門の職員（学校健康トレーナー）が区立小学校を訪問し、肥満、体力不足やぜん息などの健康課題の改善に向けて個々の状況に応じた助言や運動指導を行う。
【再掲】 〔事業番号2119〕 体力づくりの充実 ①区独自教材の活用 ②体力テストの実施 ・教育指導課	〔前計画番号2119〕 区独自教材を全区立幼稚園・こども園及び小・中学校に配付、活用し、家庭とも連携しながら幼児・児童・生徒の健康保持増進及び体力の向上に取り組む。 体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。
〔事業番号4109〕 職場体験やボランティア活動等の推進 ・教育指導課	〔前計画番号4107〕 職場体験やボランティア活動などを学校や地域の特性に応じて取り組み、働くことの意義を理解したり社会に奉仕する心を育てたりする。

事業名	事業概要
〔事業番号4110〕 放課後学習等の支援（学習指導員の配置） ・教育指導課	〔前計画番号4109〕 区立中学校の生徒一人ひとりの学力や学習意欲に応じた学習の機会を拡大するため、学習指導員を活用した放課後の学習支援や土曜日の補習教室を行うことにより、基礎基本の確実な定着を図る。
〔事業番号4111〕 情報教育の充実 ・教育指導課	〔前計画番号4111〕 個人情報保護への配慮も含め、子どもたちの情報活用能力をさらに高めるとともに、授業の多様化を図り情報教育を充実する。また、携帯電話等の情報機器の利用において、子どもたちがトラブルや事件の加害者や被害者にならないよう情報モラルの指導を進める。
〔事業番号4112〕 学校環境改善 ・学校施設計画課	〔前計画番号4112〕 トイレ改修、校庭整備などを計画的かつ重点的に行い、児童生徒の学習環境と生活環境の改善を進める。
〔事業番号4113〕 学校評価を活用した教育活動の改善 ・教育指導課	〔前計画番号4113〕 区立学校による自己評価を徹底するとともに、教育委員会で策定した学校評価の指針に基づき保護者や地域、学校評議員※による評価を引き続き実施・公表し、学校運営に活かしていく。
【再掲】 〔事業番号3314〕 日本語国際学級・日本語教室 ・教育指導課	〔前計画番号3313〕 日本語の理解が十分でない児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図る。
〔事業番号4114〕 特別支援教育の推進 ・教育支援課	〔前計画番号2317〕 障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実を図るため、①学校・園における支援体制の充実、②教室環境の整備、③心のバリアフリー※の推進、④専門性をもつ教員の育成、⑤小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実、⑥早期からの連携による支援体制の充実、⑦卒業後までを見通した連携による支援体制の充実、の7つの推進施策を行う。

(2) 幼児期の教育の振興

現 状

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、幼稚園・こども園、保育園などにおける就学前の教育を充実させていくことが必要です。

区では、幼児の健やかな成長に資するため、すべての幼児と保護者が安心して幼児教育を受けられる環境の整備を進め、幼児教育の振興に向け取組を進めています。

区で作成した人口推計では、0歳から5歳までの人口は令和2年度まで増加し、それ以降は減少する傾向にあります。年々共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中で、小学校就学前の教育・保育に対するニーズも多様化しています。

こうした中で、子育てに対する不安感をもつ家庭への支援や、保護者が就労していても子どもに幼児教育を受けさせたいというニーズにこたえるため、子育て相談や預かり保育、一時保育など、子育て家庭の支援を行う私立幼稚園が増えていきます。

区の幼児教育は私立幼稚園18園に対し、区立幼稚園・こども園が3園で、その大半を私立幼稚園が担っています。区では幼児教育の充実と振興を図るため、私立幼稚園に対して支援を行っています。

区立幼稚園・こども園では、家庭・地域社会と連携・協力した園経営が求められているところから、学校評議員を設置し、保育内容や運営に関する情報を提供するとともに、意見交換などを行い園経営に生かしています。

課 題

- 「子ども・子育て支援新制度」に入る幼稚園と旧制度に残る幼稚園で、区の支援に差が出ないようにする必要があります。
- 令和元年10月から幼児教育無償化が開始されましたが、どの施設を利用する場合でも、子どもの健やかな成長・発達機会を等しく確保するために、適切な環境の整備や乳幼児期の教育・保育の充実を図ることが必要です。
- 子育て世帯の多様なニーズにこたえるため、私立幼稚園の一時預かり、預かり保育※拡充の実施、保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を一体的に提供する認定こども園の整備についての検討を行っていく必要があります。
- 私立幼稚園に対しては、幼児教育の質の向上を図っていくための支援を行う必要があります。
- 区立幼稚園・こども園は、開かれた園として、家庭・地域社会との連携・協力のもとに、幼児教育の充実を図っていく必要があります。
- 幼児一人ひとりが小学校入学後の生活の変化に対応し、義務教育及びその後の教育において実り多い生活や学習を展開できるよう、就学前施設と小学校が相互に教育内容を理解し、幼児と児童の交流を図ることや、指導方法の工夫と改善を図っていく必要があります。

施策の方向

- 私立幼稚園に対し幼児教育の充実に向けた支援を継続していくとともに、私立幼稚園の独自性を尊重しつつ、幼児教育無償化や子ども・子育て支援新制度への対応等について、協議を図っていきます。
- 私立幼稚園協会における教育環境の整備等への取組に対する支援を継続して実施します。
- 区立幼稚園・こども園は、学校評議員との意見交換に努め、また、保護者・地域・学校評議員による評価を行い、園経営に活かし、家庭・地域社会との連携・協力による幼児教育の充実を図っていきます。
- 就学前の幼児が円滑に小学校生活に移行できるよう、幼稚園・保育園などの就学前施設の幼児と児童の交流や、保育士と教員の交流・連携を進めていきます。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号4201〕 認定こども園に関する情報の周知と支援 ・子育て支援課 ・保育課 ・保育計画課 ・学校運営課	〔前計画番号4301〕 既存の認定こども園に関する情報を区民にわかりやすく周知するとともに、新たに認定こども園を設置する事業者に対して、支援する。
〔事業番号4202〕 私立幼稚園への情報提供や相談対応の充実 ・子育て支援課	〔前計画番号4302〕 子ども・子育て支援新制度の、私立幼稚園に関する情報の提供やその対応について、私立幼稚園全体と区とで相談できる体制をつくる。
〔事業番号4203〕 私立幼稚園協会に対する補助 ・子育て支援課	〔前計画番号4303〕 幼児教育環境の維持及び充実を目的に、私立幼稚園協会に対して、補助金を支給する。
〔事業番号4204〕 私立幼稚園への幼児教育研究委託 ・子育て支援課	〔前計画番号4304〕 私立幼稚園における幼児教育の充実と振興及び質の向上を図るため、私立幼稚園協会に委託して幼児教育研究事業を実施する。
〔事業番号4205〕 家庭・地域社会と連携・協力した区立幼稚園・こども園運営 ・教育指導課	〔前計画番号4305〕 学校評議員を全園に設置し、地域との協力体制づくりを推進する。 ・保育内容や園運営等の情報の提供を推進する。 ・幼稚園やこども園の自己点検・自己評価、保護者・地域・学校評議員による評価を実施する。
〔事業番号4206〕 区立幼稚園・こども園における遊びを通じた教育 ・教育指導課	〔前計画番号4306〕 遊びを中心とした集団生活を通して、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、豊かな感性と表現等をはぐくむ。
〔事業番号4207〕 幼児と児童の交流活動 ・保育課 ・教育指導課	〔前計画番号4307〕 就学前の子どもたちが円滑に小学校生活に移行していけるよう、幼児と児童の交流活動を推進する。

(3) 文化・スポーツ活動の振興

現 状

子どもたちが文化・スポーツに親しみ、主体的に活動できる魅力的な場と機会の提供の充実を図っています。

社会や生活様式の変化により伝統文化に触れる機会が少なくなっている中で、子どもが伝統文化に触れることの大切さが見直されてきています。

また、コンサートや演劇鑑賞、ワークショップ等をはじめとした芸術文化事業については、年齢制限が設けられているものも多く、子どもが良質な芸術文化に触れることのできる機会は多いとはいえないのが現状です。

一方、文部科学省の調査により、子どもの運動能力、体力の低下が著しいことも明らかになっています。生活様式の変化により、日常生活において身体を動かす機会が減少したことや、空き地や生活道路といった子ども達の手軽な遊び場の減少等が主な原因と考えられます。子どもの時期に、運動・スポーツに親しみ身体的能力の基礎を養うことは、心身の健全な発達・成長を促し、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なことです。

また、テレビ、パソコン、ゲーム機などの電子情報機器の進化とインターネットなどの情報メディア環境の変化により、子どもたちが、テレビ、ゲーム等に多くの時間を費やすようになりました。このような中で読書離れが進み、自らが、読み、考え、学ぶ機会が減少し、学習への意欲や思考力、心の成長に大きな影響が生じかねない状況があります。

課 題

- 子どもたちが文化・スポーツに親しみ、主体的に活動できる魅力的な場と機会の充実を図る必要があります。
- 子どもの遊び方及び生活空間の変化によって、屋外で遊ぶ機会が減少しています。運動能力や体力の養成には、子どもを取り巻く環境を十分に理解し、体を動かす機会やスポーツに親しむ機会を意識し、確保していく必要があります。子どもが遊びやスポーツで、身近に利用できる公共施設やスポーツに親しむ機会が必要です。また、子どもの身体能力等を理解しているスポーツの指導者が必要です。
- 子どもたちが読書を通じて豊かな想像力・思考力等を養うことや自発的に学ぶ習慣を付けることは、心豊かに成長し人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠と考えます。多様化する生活環境の中で、子どもたちに読書に目を向けてもらうよう読書活動を推進することが必要です。
- 日本の伝統文化を、次代を担う子どもに伝え、将来、国際社会の中で自らのアイデンティティーをはぐくむ必要があります。
- 幼少時から芸術文化に接することによって、豊かな感性をはぐくみ、表現や創造の喜びを感じることでできる機会を提供していく必要があります。

施策の方向

- 地域の団体等と連携しながら、子どもが日本や地域の伝統文化を体験・習得できる機会の充実を図ります。
- 文化ホールや美術館を拠点としながら、親子や子どもが芸術文化に触れることのできる機会の充実を図ります。
- 体験型・参加型の事業を推進し、子どもが自ら表現や創造することの喜びを創出する機会を提供します。
- 子どもの身体的特性等を理解したスポーツ指導者を育成します。誰でも参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。子どもがスポーツに親しむ機会を提供します。
- 子どもたちが発達・成長段階に応じた本と出会えるよう、さまざまな切り口でブックリスト等を作成し、読書活動を支援します。保健センター、保育園、小・中学校等の関係機関及びボランティアと連携し、乳幼児サービス、学校サービス等により、読書支援を展開していきます。また、中学生以降の世代を対象としたYAサービス※、障害者や個別対応の必要な方に対する障害者（児）サービスを充実していきます。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号4301〕 図書館の子ども向け事業 ・八雲中央図書館	〔前計画番号4401〕 ① 学校に向けた事業 ・小・中学校等への団体貸出や、司書教諭、学校図書館司書、学校図書館ボランティア等を対象にした修理講習会を行う。 ・職場体験学習、学校訪問、図書館見学、調べ学習等の支援を行う。 ② 児童・乳幼児への事業 ・乳幼児の保護者にはじめて出会う絵本を紹介することにより、乳幼児の本への興味を育成し、家庭での読書や図書館利用を促進する。 ・館内等の読み聞かせボランティアを育成する。 ③ 読書活動の推進事業 ・認定こども園、保育園、児童館、学童保育クラブなどの公共施設の読書支援を行う。
【再掲】 〔事業番号4105〕 日本の伝統文化理解教育の推進 ・教育指導課	〔前計画番号4103〕 伝統芸能継承者を区立学校へ派遣し、子どもが伝統文化に触れる機会をつくる。
〔事業番号4302〕 社会教育館、青少年プラザ等の子ども向け事業 ・生涯学習課	〔前計画番号4402〕 社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザで青少年を対象とした自然体験・社会体験等の社会教育事業を実施する。
〔事業番号4303〕 体育館等の子ども向け事業 ・スポーツ振興課	〔前計画番号4403〕 ① 「子どもサポートプラン」を実施し、区立プールを中学生以下の子どもに対して無料で開放する。 ② 各体育館等において、子どもや親子が参加できるスポーツ事業（教室講習会、スポーツ広場等）を開催する。
〔事業番号4304〕 指導者養成講習会 ・スポーツ振興課	〔前計画番号4404〕 区民のスポーツ・レクリエーション活動が安全で楽しく効果的に行われるようにするため、指導者として種目を越え、必要な理論・技術を身につける。 その中で、子どものスポーツ活動に資する内容を実施する。
〔事業番号4305〕 子どもに魅力のある芸術文化事業 ・文化・交流課	〔前計画番号4405〕 美術館や文化ホール等で子どもに魅力のある事業の充実を図る。

事業名	事業概要
〔事業番号4306〕 子どもへの伝統文化の継承 ・文化・交流課	〔前計画番号4406〕 小学生やその保護者を対象に、日本の伝統文化に触れることのできる教室を実施する。



(4) 子どもの生活力の向上

現 状

基礎調査※で携帯電話とスマートフォンの所持率をたずねたところ、小学5年生では55.4%、中高生世代では90.7%でした。

社会の情報化の進展に伴い、携帯電話・スマートフォンなどの有用性の高い情報通信機器が生活に定着する反面、SNS上等における子どもたち同士のトラブルや子どもがインターネット上での誹謗中傷を受けたり、犯罪などに巻き込まれたりする事件も起きています。今や小・中学生においても携帯電話・スマートフォンなどは生活必需品になりつつあります。教育現場でも原則禁止が見直される方向です。それらの機器による若年者の消費者トラブル等が少なくないことは想像に難くありません。そこで、家庭内で使用のルールを定め、本人も消費者として自覚し、権利や責任をしっかりと学んでおくことが大切です。その上で便利に有効に利用することを身につけなければなりません。

教育委員会では、「目黒区児童・生徒の携帯電話使用等に関する指針」を基にし、区と学校・家庭とが一体となり、情報活用能力を身に付け、携帯電話を含めた情報通信機器を適切かつ安全に活用できる子どもをはぐくむ取組を進めています。

消費生活センターでは、区立中学校3年生向けに消費者トラブルを学んでもらえる冊子を配布しています。また、夏休み子ども向け講座や学校、PTAの家庭教育学級などで出張講座を開催し、消費者教育の普及啓発を実施しています。

配偶者や交際相手等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス(DV)が若いカップルの間でも起こり問題になっています。交際相手からの暴力は「デートDV」と呼ばれ、将来、深刻な配偶者間のDVにつながる可能性もあります。また、「アダルトビデオ出演強要」、「JK(女子高生)ビジネス」、「ストーカー被害」など、若年層への暴力が社会問題となっています。あらゆる暴力の防止に向けて、被害者にも加害者にもならないよう、若い世代への教育が必要です。暴力に関する正しい知識や自己決定権の必要性、人権の尊重について学ぶことが、あらゆる暴力から自分を守り、「生きる力」をはぐくむことにつながります。

課 題

- 民法改正の成年年齢引下げにより令和4年4月からは18歳以上が成人となり、ローンが組め、親の同意なく契約した場合の取消の規定が適用されなくなります。
- 子どもに携帯電話やインターネットの正しい利用方法を周知するとともに、これらのトラブルから子どもを守るための啓発活動が必要です。
- 子どもたちがインターネット社会の中で生きていくために関係機関と連携し、金銭感覚を養い、正しいインターネットの利用方法等を身につける学習機会を充実することが必要です。
- 子どもの携帯電話・スマートフォンなどの情報通信機器の所有や利用に当たっては、情報を取捨選択し、正しく読み解く力や情報モラルを身につけるなどの情報活用能力

をはぐくむ教育を推進することが必要です。

○若い世代へ向けた、問題となる行為についての啓発や、被害者にも加害者にもならないようにするための教育が必要です。

施策の方向

○消費生活センターでは、子どもの消費者力を向上させるために、夏休み期間中に自主的に参加し、親子で楽しく学習することができる講座等を引き続き実施します。

○成年年齢引下げを見据えて区立中学3年生に消費生活啓発冊子を配布します。また、区内高等学校生徒向けに意向を確認した上で啓発冊子を配布します。

○学校やPTAの家庭教育学級と連携し、子どもや保護者に対する出張消費生活講座の充実を図るとともに支援します。

○学校では、子どもに情報モラル等を含めた情報活用能力を身につけさせるとともに、情報通信機器の利便性と危険性を理解し安全に利用するための教育を推進します。そのために、区教育委員会と学校・家庭が連携し、子どもを加害者あるいは被害者にならない取組を進めていきます。

○若い世代に向けたデートDV防止講座の充実を図ります。また、相談窓口の周知や、様々な暴力の防止に向けた啓発を行います。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号4401〕 夏休み子ども向け消費生活講座 ・産業経済・消費生活課	〔前計画番号4501〕 子どもたちが小さい頃より消費者としての力や知恵を身につけるため、夏休みに子ども向けの消費生活講座を実施する。
〔事業番号4402〕 子ども向け出張講座 ・産業経済・消費生活課	〔前計画番号4502〕 子どもたちが小さい頃より消費者としての力や知恵を身につけるよう、子どもと保護者を対象に、出張消費生活講座を行う。
〔事業番号4403〕 おもちゃの病院 ・産業経済・消費生活課	ボランティア（おもちゃドクター）が、壊れたおもちゃを子どもの目の前で説明しながら修理し、子どもの物を大切にする心と科学の探究心を育てる。
〔事業番号4404〕 暴力から自分を守る取組 ・人権政策課	〔前計画番号4503〕 区内高等学校や区立中学校の生徒及び保護者を対象に、交際中の暴力の防止についての啓発講座を実施する。
【再掲】 〔事業番号4111〕 情報教育の充実 ・教育指導課	〔前計画番号4111〕 個人情報保護への配慮も含め、子どもたちの情報活用能力をさらに高めるとともに、授業の多様化を図り情報教育を充実する。また、携帯電話等の情報機器の利用において、子どもたちがトラブルや事件の加害者や被害者にならないよう情報モラルの指導を進める。
〔事業番号4405〕 防犯教育プログラム等の実施 ・教育指導課	〔前計画番号4505〕 小学校低学年から防犯教育プログラムなどを実施することにより、子ども自身が連れ去りなどの犯罪などから自分の身を守るための知識や技能を修得する。



基本目標Ⅴ 子どもが地域で育つ

(1) 魅力ある居場所の拡充

現 状

子どもたちが安全に遊び、自主性や社会性等を身につけ、また年齢の違いを超えて交流できる場所として、「ランドセルひろば」や「子ども教室」で放課後や休日の学校施設等が利用されています。

児童館では、遊びを通じて子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、子どもに健全な遊びの場を提供しています。乳幼児の保護者をはじめ、すべての子育て家庭の支援拠点として地域の子育ち・子育て相談の機能を確保するとともに、小学生、中高生の安全・安心できる居場所として、その重要性が高まっています。

一方、基礎調査において、児童館の利用対象年齢が18歳未満であることについて40.6%の中高生が「知らなかった」と回答しています。「知っているが利用していない」を加えると、約8割の中高生は児童館を利用していないことになります。

保育の必要性の有無に関わらず、すべての小学生の放課後の居場所については、多様な生活スタイルに対応した、安心・安全に過ごすことのできる様々な居場所づくりが求められています。

平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」においては、従前の「放課後子ども総合プラン」同様、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子供教室（ランドセルひろばや子ども教室など）の両事業を同一小学校内で実施する、いわゆる一体型事業の更なる推進を掲げており、区は「放課後子ども総合プラン実施検討委員会」を設置し、教育委員会と子育て支援部が連携して取り組んでいます。これらを踏まえ、令和元年度より東根小学校・中根小学校に放課後子ども総合プラン一体型モデル事業を開始し、令和2年度中に評価検証を行い、令和3年度以降の一体型を中心とした本格実施に向け、実施可能な小学校から順次、整備していきます。

課 題

- 子どもの居場所の確保と利用環境の充実が引き続き必要です。
- 児童館が、子どもたちや子育て家庭の視点に立ち、子どもたちの保護、育成を図り、子育て家庭が必要としている支援やサービスに対応できる環境を整える必要があります。
- 放課後対策として、ランドセルひろば、子ども教室など、子どもが安全・安心に過ごすことのできる多様な居場所を確保する必要があります。
- 中高生に対して児童館の機能を周知するとともに利用を促進していく必要があります。
- 学童保育クラブ利用者の需要数は、令和7年度頃にピークが見込まれているため、待機児童対策の一環として、放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえ、小学校内を中心

とした学童保育クラブの整備をするとともに、子どもたちの放課後の居場所づくりを進める必要があります。

- 小学校施設を活用した「放課後子ども総合プラン」を令和3年度以降本格実施していくことから、今後小学生の主な放課後等の居場所が、これまでの児童館から小学校へと拠点が移っていくことが想定されます。「児童館ガイドライン」の改正や「放課後子ども総合プラン」の推進など、児童館を取り巻く状況が著しく変化し、新たな基本構想の検討状況等を踏まえて、18歳未満の子どもや保護者が利用する児童館のあり方等の検討も行う必要があります。

施策の方向

- 児童館利用者である18歳未満のすべての子どもを、乳幼児、小学生、中高生に区分けして、それぞれの対象者の児童館での居場所づくりの拡充を図ります。
- 子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所として、小学校での「ランドセルひろば」「子ども教室」など、多様な放課後の居場所づくりを推進します。
- 令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降に開設する小学校については教育委員会と連携しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランを推進します。
- 児童館が中高生にとって魅力ある居場所となるよう、開設時間の延長について検討するとともに、中高生コーナーや中高生イベント、音楽活動などニーズに対応する環境整備を目指します。

【拡充事業】

●【再掲】事業番号2403 放課後児童健全育成事業の推進（子育て支援課）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生対象）に対し、放課後等に、児童館や小学校内施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号2401〕 平成30年度、令和元年度に学童保育クラブを3か所新設した。今後は、放課後子ども総合プランと連動した放課後の居場所づくりを拡大していく。 「目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえた運営をする私立学童保育クラブが令和元年度に1か所開設し、令和2年度に1か所新設する。</p>	<p>学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要がある。また、児童の安全安心への意識の高まりから、施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブ整備を検討する。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討する。 「目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「目黒区学童保育クラブ保育指針」を踏まえた運営を行い、区が監督者の立場にたって、民間事業実施者に保育の質を確保した事業展開を求めていく。</p>

●事業番号5101 放課後子ども総合プランの推進（子育て支援課・放課後子ども対策課・生涯学習課）

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、子育て支援部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランドセルひろば（拡充）及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進める。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号5101〕 平成31年4月より東根小学校・中根小学校で放課後子ども総合プランモデル事業を開始し、令和2年度中に検証評価を行い、令和3年度以降の本格実施に向け、実施可能な小学校から順次、一体型事業を中心に整備していく。</p>	<p>令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定する。令和3年度以降に開設可能な小学校から順次、教育委員会と連携しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランを実施していく。</p>

●事業番号5102 児童館の整備【実】（子育て支援課・放課後子ども対策課）

他の地区に比べ近隣に児童館がない、または児童館の数が少ない南部・西部地区において拡充整備の要望が寄せられていることから、児童館のあり方等を踏まえた拡充整備の検討を進めていく。

出張児童館、移動児童館、出前講座等の児童館サービス提供を継続していく。

現況	計画目標
<p>〔前計画番号5102〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12施設（民営含むと15施設）を運営管理 ・出張児童館、移動児童館の実施 <p>【北部地区】</p> <p>駒場児童館、東山児童館、 烏森住区センター児童館</p> <p>【西部地区】</p> <p>緑が丘児童館、平町児童館（民営）、 八雲住区センター児童館</p> <p>【南部地区】</p> <p>向原住区センター児童館、 原町住区センター児童館</p> <p>【東部地区】</p> <p>目黒区民センター児童館、 不動児童館（民営）、 中目黒住区センター児童館</p> <p>【中央地区】</p> <p>上目黒住区センター児童館、 油面住区センター児童館、 五本木住区センター児童館、 中央町児童館（民営）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月までの新設整備 （仮称）目黒本町一丁目児童館 <p>児童館整備が求められている南部地区の碑住区地域及び西部地区の東根住区地域については、民間事業者による運営を基本に、区有施設や民間活力の活用により整備に向けた検討を進めていく。</p> <p>出張児童館、移動児童館等の事業を継続していく。</p>

●事業番号5103 ランドセル来館の充実（子育て支援課）

児童保育クラブの補完機能となる、ランドセルを持ったまま直接来館できる「ランドセル来館」を継続実施していく。各館の施設状況を踏まえ、整備方法や利用条件等について改善を図っていく。

現況	計画目標
〔前計画番号5103〕 学校が開校している月曜日から金曜日の放課後から児童館の閉館時間（午後6時）まで利用。児童館開館日の土日で学校開校日は放課後から5時まで利用しているが、中央町児童館と平町児童館は午後6時まで利用可能。小学生の放課後の時間の確保、児童保育クラブの待機児童、入所要件に満たない児童等に対応している。 登録者数 1,289人 （令和元年5月31日現在）	区内在住または、区内小学校の1年生から6年生を対象に、放課後時間を有効利用できるように利用促進を図る。 児童保育クラブ待機児童への対策として、放課後の過ごし方の選択肢の一つとしてランドセル来館の活用を周知する。 障害のある児童がランドセル来館を利用する場合は、保護者と連携し、子どもの状況を鑑みながら利用について相互理解を図る。

●事業番号5104 児童館における中高生の居場所の拡大（子育て支援課）

児童館において、中高生向けの利用時間やスペースを確保し、中高生の利用の促進を図るとともに、区内公立中学校・高校と連携し、児童館理解を深めてもらう。

また、ティーンズフェスタを実施し、児童館に来館する中高生への周知と併せて、区内公立中学校・高校を通じた参加募集を行うことにより中高生の社会参加を促し、地域の育成者や協力団体とも連携して地域のネットワークを構築する。これらのつながりを発展させ、児童館として様々な形で中高生の社会参加の促進や魅力ある事業を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号5104〕 中高生の利用の促進を図るため、居場所の確保や利用の促進につながるよう、各児童館の施設状況に応じて、中高生コーナー、中高生タイム、中高生イベントを実施している。 区内公立中学校・高校と連携して日韓高校生交流事業を実施した（平成24年度～26年度）。 平成22年より、ティーンズフェスタの実施に向けて、中高生による実行委員会を開催し、中高生による企画運営の実施。	開設時間の延長については、中央町及び平町児童館で実施しており、令和2年開設予定の児童館も実施予定である。中高生の利用の促進を図るために各児童館で、施設に合った利用方法の検討を行い、居場所の拡大を図る。 日常的に、区内公立中学校・高校と連携し、相互に協力する。 地域行事へ中高生と共に参加し、地域ボランティアとして繋げていく。

●事業番号5105 放課後フリークラブ事業の推進（生涯学習課）

放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性を養う。

「ランドセルひろば」事業：区立小学校の校庭等において放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供する。

「子ども教室」事業：区立小学校の施設等において、学校の休業日等に子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する。

現況	計画目標
〔前計画番号5105〕 1「ランドセルひろば」事業 【実施回数】小学校22校 【延実施日数】3,284日 【延参加児童数】174,955人 2「子ども教室」事業 【実施団体】15団体 【実施回数】1,408回 【延参加人数】25,976人 （平成30年度実績）	「ランドセルひろば」については、放課後子ども総合プランに基づく「ランドセルひろばの拡充」への移行へ支援していく。 「子ども教室」については、放課後子ども総合プランの進捗を踏まえ、子ども教室実施の拡大に向けて関係者に働きかける。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号5106〕 学校開放 ・スポーツ振興課	〔前計画番号5106〕 子どもの地域での安全な居場所、またスポーツレクリエーションや交流の場として、小・中学校の校庭（学校ひろば※）と小学校プール（プール開放）の開放を行う。
〔事業番号5107〕 子どもの意見を取り入れた子どもが主体的に関わる児童館運営 ・子育て支援課	〔前計画番号5107〕 児童館での活動などに自由に意見を述べて、子どもが主体となって企画する事業の実施を進める。
〔事業番号5108〕 公園で自然や生き物とふれあう機会の提供 ・みどり土木政策課 ・道路公園課	〔前計画番号5108〕 公園で、自然、園芸、生き物とふれあう体験や機会を提供し、講座等のプログラムへの参加を促すことにより、子どもの豊かな情操や自然に関する原体験をはぐくむ。

(2) 子育てネットワークづくり

現 状

基礎調査では、核家族化や少子化により、子育ての中で日ごろ悩んでいることや困っていることがある人は前回の調査と比べて減少していますが、まだ6割を超えている状況にあります。このような中で、子育てをする保護者同士の交流や地域の子どもたちの異年齢間でのふれあい、集団での遊びなど、地域の子育て支援の活動拠点として、地域で活動している様々な団体など地域の力と連携した多様なニーズへの対応やプログラムの充実などの機能拡充が求められています。

子育て中の親が、同じ年頃の子どもやその親と交流することは、他の子ども様子がわかるだけでなく、互いに情報交換等を通して多方面からの情報を上手に取り込むことができるようになるなど、不安を解消しながら親子がともに成長していくことにつながります。

保健予防課・碑文谷保健センターが実施する育児学級や懇談会、児童館が実施する乳幼児クラブや乳幼児のつどい、幼稚園や保育園の開放などの事業を通して親子の出会いや交流の場を設けるとともに、自主グループの結成や育成を支援しています。

課 題

- 地域の子育て支援施設は、地域の子育て支援の活動拠点として、地域で活動している様々な団体など地域の力と連携した多様なニーズへの対応や、プログラムの充実などの機能の拡充が必要です。
- 子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりを進めていく必要があります。
- 子育て家庭が自主的な交流を進めるための場や情報の提供が必要です。

施策の方向

- 地域で活動している様々な団体など、地域の力と連携した多様なニーズへの対応やプログラムの充実を図っていきます。
- 地域での子育て相談の拠点として、活動団体、NPO等による「子育てふれあいひろば」の拡充に努めます。

【新規事業】

●事業番号5201 民間による子育てふれあいひろばへの支援（子育て支援課）

地域における子育て支援の拠点として、地域の活動団体やNPO法人等が実施する「子育てふれあいひろば」に対し、補助などの支援を行う。

現況	計画目標
民間の力と連携した拠点づくりを行うため、子育てふれあいひろば実施事業者を公募し1事業者選定し、平成30年12月から補助を開始した。	利用者の身近な場所で利用できるように、各地区2～3か所、合計15か所程度となるように整備を実施する。

【拡充事業】

●事業番号5202 児童館や学童保育クラブ（単独施設）における乳幼児活動（子育て支援課）

児童館や学童保育クラブ（単独施設）において、乳幼児とその保護者を対象に、子どもや親同士が知り合い、仲間づくりをする場として事業を展開する。また、母親の孤立化を防ぎ、子育てについての情報交換や不安の解消等に取り組む。

①「乳幼児クラブ」

保護者自身の力を活用して自主的な活動に取り組むことで交流を深め、その後の活動が発展していくことも視野に入れた支援を行う。

②「乳幼児のつどい」

専門家や職員による子育て講座を実施する。

③「ベビー活動」

活動をきっかけとして児童館利用の定着を促し、保護者同士の交流を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号5203〕 ●児童館15館 「乳幼児クラブ」 延べ参加人数 41,867人 「乳幼児のつどい」 延べ参加人数 8,972人 「ベビー活動」 延べ参加人数 5,112人 ●単独学童クラブ 7か所 「乳幼児のつどい」 延べ参加人数 1,428人 「ベビー活動」 延べ参加人数 248人	「乳幼児クラブ」「乳幼児のつどい」「ベビー活動」「未就学の幼児向けの活動」等、利用者ニーズに合った活動を展開する。土、日曜日に実施する活動を増やすことで父親の子育て参加の場づくりに取り組む。切れ目のない子育て支援の観点から、各児童館で多様な活動を展開することで、子育て支援の充実を図っていく。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号5203〕 子育てふれあいひろばの充実 ・子育て支援課 ・保育課	〔前計画番号5202〕 0～3歳の子育て家庭を中心につどいの広場を提供しながら、子育て相談や子育てサークル等の支援を行うことにより、子育て家庭の交流を推進し、地域に根ざした質の高い子育てふれあいひろばとなるよう利用対象者に沿った事業運営や活動形態や周知方法を検討し更なる利用者の拡大を図る。
〔事業番号5204〕 ふたご・みつごの子育て懇談会 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号5204〕 多胎児の診断を受けた妊婦、多胎児と多胎児を持つ家族が育児のしかたや悩みなどを話し合い、交流を図る。
〔事業番号5205〕 フレッシュママの集い ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号5205〕 生後1～3か月までの児と母が集まり、交流を深め、情報交換をすることにより、育児不安の軽減を図る。
〔事業番号5206〕 子育て自主グループへの活動支援 ・子育て支援課	〔前計画番号5207〕 子育て情報ポータルサイト「めぐろ子ども・子育てネット」や子育てアプリで子育て自主グループの団体紹介や情報提供を行うとともに、自主グループ活動の普及や交流、ネットワークづくりを支援する。
〔事業番号5207〕 区立保育園開放 ・保育課	〔前計画番号5208〕 保育園在園児以外の親子を対象に保育園の施設開放や、保育園が行う行事等への参加を促し、子育て家庭の交流を図る。 (施設開放) 園庭、プール、園舎内空きスペース (行事など) 身体測定、納涼会、運動会など
〔事業番号5208〕 区立幼稚園・こども園の園庭・保育室開放 ・学校運営課	〔前計画番号5209〕 未就園児に園庭や保育室を開放し、子どもの遊びを通して交流や保護者の交流を図る場や機会を提供する。

(3) 子どもの育ちを支える地域共生社会づくりの推進

現 状

学校では、総合的な学習の時間等において地域の人材を講師として活用し、地域の伝統や文化、産業等を紹介することで、子どもが地域とのつながりを感じることでできる取組を行っています。また、中学校2年生は地域の企業などと連携した職場体験を行っています。

児童館においては、地域の人たちに支えられながら、子どもや保護者等による様々な行事が行われているほか、住区住民会議での子どもの育成活動に加え、青少年委員等の地域の大人たちが子どもの活動を支えています。また、青少年問題協議会では、青少年に関する協議等を行い、青少年にかかわる機関や団体の連絡調整を図っています。

保育園や児童館では、中高生がボランティアとして園や館の事業にかかわることで、赤ちゃんや子どもたちとふれあい、次代の親となるための体験を積んでいます。

このように地域では、子育てに関わる全ての方が、地域、暮らし、生きがいをともにづくり、高めあうことができる地域共生社会を実現するために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の方が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくり、地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる仕組みづくりが求められています。さらに、地域ぐるみの子育てを実現するために家庭、学校、地域の関係者が話し合う場として、中学校区単位で組織された地域教育懇談会では、地域の子どもの実態や子どもを取り巻く環境についての話し合いや情報交換等を行っています。青少年プラザでは、青少年が自立性と社会性を身につけることができるよう、自然体験や生活・文化体験の機会を提供しています。

地域で活動する民生委員・児童委員や主任児童委員は、子どもの健やかな育成のための地域活動の推進や住民の地域活動への参加促進を図り、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、見守りや情報提供などを行っています。

また、非行にかかわった子どもの立ち直りを支えるために、地域の保護司などによる支援活動も行われています。

課 題

○子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることが求められています。

○地域において、シルバーボランティアや学生ボランティアなど、子育てを支援する様々な形のボランティアの発掘と育成を行い、これらの地域の力とともに、子育て支援に取り組んでいく必要があります。また、ボランティアを受け入れる態勢を整備することも必要です。

○核家族化や少子化に伴い、子どもたちが異年齢集団や異年齢の人と接する機会が失われていることから、様々な世代と交流できる機会を設けることが必要です。

- 地域の大人たちが協力し合って多様な学習機会や体験活動、交流活動等の機会を提供し、地域社会全体で子どもを見守りはぐくむことで地域の活性化を図り、地域の子育て力の向上を目指す必要があります。
- 子どもが地域で意見を述べ、活躍し、体験することを通じて役割意識を身につけ、地域の一員として健全に成長していくことができるよう、子どもの社会参加を支援する必要があります。
- 子どもを取り巻く環境の変化を的確にとらえ、社会全体で子どもを守り、育てるための知識、情報の共有が求められています。

施策の方向

- 家族や地域の人々や児童館を卒業した青年の社会参加の場として、児童館行事や活動に参加しやすい環境を工夫し、活動内容の充実も図りながら、ボランティアによる地域の子育て支援を進めていきます。
- 中高生が、乳幼児とふれあう体験を通してお互いに刺激を得て育ち合う場を提供していきます。園児とふれあうことで、ボランティア意識の高揚と地域への愛着心をはぐくむことができるように働きかけをしていきます。
- 青少年が地域社会を担う一員となるよう、自立性と社会性を身につけるための体験の機会や、地域社会への参加機会の確保など、参画型事業を通じて、青少年の育成を積極的に支援していきます。
- 地域と連携した体験的学習活動や、地域の人材を活用した授業や部活動を実施し、社会に開かれた教育課程の充実を図っていきます。
- 青少年を取り巻く諸問題の解決に向け、健全育成に関する学習機会の提供や情報提供を行います。

【新規事業】

●【再掲】事業番号3301 地域の学習支援団体への支援事業（子育て支援課）

子どもの居場所の一つとして、地域で活動している学習支援団体を対象とし、より安定した活動ができるように支援することを目的として支援を行う。

現況	計画目標
支援方法の検討を行い、開始準備	課題等を整理し、事業を実施継続していく。

●【再掲】事業番号3302 子ども食堂推進支援事業（子育て支援課）

地域での子どもの居場所の一つである「子ども食堂」という、地域の大人が、子どもやその保護者に無料または低額で食事を提供する取組への支援を行う。

現況	計画目標
平成30年度実績 補助団体 1団体	継続して実施していく。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号5301〕 児童館でのボランティアの育成と活用 ・子育て支援課	〔前計画番号5301〕 児童館で育った子どもたちをはじめとし、青少年がボランティアとして子どもたちとふれあう機会を提供し、達成感が持てるよう支援する。（ボランティアを支援する団体とも連携協力を図る） また、地域の大人がボランティアとして館の行事や運営に参加し、共に地域の子どもを育てる。
〔事業番号5302〕 ふらっとネットワーク ・子育て支援課	〔前計画番号5302〕 児童館活動を地域で支えていく関係づくりを目指して、住区住民会議、青少年委員、主任児童委員、近隣小・中学校関係者、児童館利用児童保護者など地域の方々と、子どもたちのことや児童館運営について情報交換を行う。
〔事業番号5303〕 保護者の児童館活動への参加の促進 ・子育て支援課	〔前計画番号5303〕 保護者が子どもとともに児童館活動に参加し、同じ子育て世代との交流を進め、保護者間で子育て情報の交換や発信を深める機会を提供する。特に、日頃児童館とかかわりが薄い傾向にある父親の行事参加を促進する。 ①保護者が参加しやすい行事・活動の実施 ②親子で参加できる行事の実施 ③児童館ボランティアへの勧誘と地域のボランティアグループなどへ紹介

事業名	事業概要
〔事業番号5304〕 青少年の乳幼児ふれあい体験 ・ 保育課 ・ 子育て支援課	〔前計画番号5304〕 区立保育園全園及び児童館で、主に中高生の保育体験ボランティアや区立中学校における職業体験学習の受入れを行い、園児とふれあいながら、乳幼児の遊びや生活等を体験してもらうことで、ボランティア意識の高揚と地域への愛着心をはぐくむ。
〔事業番号5305〕 地域の教育力を活かした教育活動 ・ 教育指導課 ・ スポーツ振興課	〔前計画番号5305〕 ①地域・保護者の知識、経験、技術を学校の教育活動等に活かし、地域とともに学びの場を創造する。 (総合的な学習の時間等での人材の活用、昔遊び・地域の歴史等、中学生の職場体験・進路指導等) ②子どもが、スポーツに親しむための契機となるよう地域の各スポーツ活動を支援する。
〔事業番号5306〕 地域教育懇談会の活動支援 ・ 生涯学習課	〔前計画番号5306〕 家庭・学校・地域が連携し、地域での教育課題の話し合いや情報交換を行い、地域ぐるみで子どもをはぐくむ活動の支援を行う。
〔事業番号5307〕 青少年問題協議会 ・ 生涯学習課	〔前計画番号5307〕 青少年の健全育成にかかわる総合的な取組の審議や適切な実施のための連絡調整等を行い、関係機関・団体等の連携を図っていく。
〔事業番号5308〕 総合型地域スポーツクラブモデル事業 ・ スポーツ振興課	〔前計画番号5308〕 地域住民が主体となって運営し、子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢や興味・関心に応じて生涯を通じて活動できる多目的型のスポーツクラブの中で、子どものスポーツ活動の支援を図る。
〔事業番号5309〕 学校開放運営委員会の活動支援 ・ スポーツ振興課	〔前計画番号5309〕 学校が子どもの居場所や地域の人々とのふれあいの場、活動の場となるよう、住民の主体的な参加による学校開放運営委員会を支援する。
〔事業番号5310〕 親子ふれあい入浴デー ・ 産業経済・消費生活課	〔前計画番号5310〕 子どもが小さい頃より親子で公衆浴場を利用する機会をもち、公衆浴場に親しむ。

事業名	事業概要
〔事業番号5311〕 保護司会・更生保護女性会・BBS会の活動支援 ・健康福祉計画課	〔前計画番号5311〕 犯罪や非行に陥った子どもの立ち直りのための支援及び犯罪や非行防止活動を行っている保護司会、更生保護女性会、BBS会に対して必要な支援を行う。
〔事業番号5312〕 社会を明るくする運動への支援 ・健康福祉計画課	〔前計画番号5312〕 犯罪や非行の防止と更生の援助に取り組む「社会を明るくする運動目黒区推進委員会」の活動を支援し、この運動の趣旨を広く区民に啓発していく。



(1) 防犯・防災対策の推進

現 状

子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、生活安全パトロール車（青パト）による24時間365日のパトロールや、町会・自治会、住区住民会議及びPTA、ボランティア団体等による地域安全パトロールへの活動支援のほか、区報やホームページ等を活用した防犯広報活動、新小学1年生等への防犯ブザーの配布を行っています。また、子どもに関わる不審者情報等を「めぐろ子ども見守りメール」で保護者の携帯電話やパソコンに一斉配信することで、保護者の注意を喚起し、事件・事故の未然防止を図っています。学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全確保を図るため、通学路に防犯カメラを設置しています。現在社会問題化しているネット依存やネットによる犯罪被害に子どもたちが巻き込まれないよう、情報モラルに関する教育を一層推進する必要があります。

阪神淡路大震災や東日本大震災は私たちに多くの教訓を残しています。大都市東京は、引き続き首都直下地震への備えが重要課題となっています。また、ゲリラ豪雨や極端な高温等の異常気象による、これまでの想定を超える自然災害にも備える必要があり、風水害も含めた総合的な災害対策を進めていくことが重要です。子どもたちを預かる児童福祉施設や教育施設等においては、何よりも子どもたちの安全・安心の確保と、発災以後の日常生活への配慮が大きな使命であり、今までの取組以上に対策を講じていかなければなりません。

「目黒区地域防災計画」は、災害時に保護者が所在不明、緊急入院などの場合に乳幼児を受け入れる施設として、保育園5か所を「福祉避難所」に指定しています。「目黒区地域防災計画」の改定で、住区センター併設の児童館・学童保育クラブは「補完避難所」として位置づけられました。住区センター等が「補完避難所」として開設・運営された場合には、施設の管理者や地域の方々と連携して、避難所運営や災害時の初動対応を行います。

学校では、各校で「学校防災マニュアル」を整備し、より実践的な避難訓練を行うなど、防災対策の徹底を図っています。また、応急救護対策として、普通救命講習会やAED（自動体外式除細動器）の操作方法等の講習会を実施して、緊急時や災害時に備えています。

さらに、東日本大震災に起因する原子力発電所事故による放射性物質拡散に対する、保護者等の放射能への不安解消のため、空間放射線量等を測定するとともに、学校や保育園等の給食食材に対する放射性物質検査を実施し、ホームページ等で公表しています。

課 題

○防災拠点に位置づけられていない保育園や単独児童館・学童保育クラブにおいても防災拠点の役割を果たすような仕組みづくりが必要です。

- 子どもが犯罪から守られ、地域で安全に生活していくためには、家庭、学校、町会・自治会、住区住民会議及びPTA、ボランティア団体等が地域で連携を図りながら活動していくことが求められています。子どもの安全対策は、地域全体で取り組むことが重要であり、それには区民の防犯意識を高めるための効果的な情報提供が求められます。また、区内には、町会・自治会、住区住民会議及びPTA、ボランティア団体等の多くの地域団体が「目黒地域安全パトロール協力会」に加盟し、登下校時の子どもの見守り活動を行っています。今後も子ども見守り活動の充実を図るため、活動促進のための支援が必要です。
- 児童福祉施設の安全性の確認と改修等、什器等の転倒防止対策、ガラス飛散防止対策、照明器具等の落下防止対策、屋外転倒物対策を実地検証し、対策の強化を図ることが必要です。
- 「発災時初動対応」として、子どもたちや来館者の安全確保を第一に、緊急地震速報の整備と活用、初動対応マニュアルの整備、職員体制の確保、安全な避難場所の確保と避難路の確認と誘導、情報通信手段の確保、災害用資機材・医薬品と備蓄食料等の整備などの強化を図る必要があります。
- 危機管理意識を高め、いざという時に迅速・的確に行動がとれるよう、子どもたちや地域の方々などと連携・協力した災害状況を想定した実践的な訓練内容を組み立てていく必要があります。
- 平常時から、地域で活動する防災区民組織、町会・自治会、住区住民会議及びPTA、ボランティア団体等と連携・協力し、災害時の初動体制を確立し、迅速かつ的確な対応を行う必要があります。
- 学校では、子どもたちが自然災害や犯罪・事故などの危険から身を守るために、自ら主体的に適切な行動ができる態度を育成することが求められています。

施策の方向

- 「地域安全パトロール」等に対する活動の支援を継続して行います。また、学校、警察等との連携を強化して、子どもに対する犯罪や不審者等による子どもへの声かけなどの早期把握に努めるとともに、それらの情報等に即した警戒・広報活動を行うなど、生活安全パトロール活動の充実・強化を図ります。
- 教職員に対して、自然災害、犯罪や事故から子どもたちを守るために、様々な危機を想定した危機管理意識の高揚を図ります。
- 区民の防犯意識を高めるため、区報やホームページ、メール等を活用して、子どもに関する犯罪・防犯情報を提供します。
- 学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全確保を図るため、通学路防犯カメラの管理を行います。
- 学校では、子どもたちが危険から身を守るための適切な行動がとれるよう、自然災害から身を守る防災教育や生活安全、交通安全などに関する安全教育の充実を進めていきます。

- 保育園や児童館等での福祉避難所運営組織には、地域の女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材を確保する必要があり、地域でのネットワークづくりを推進していきます。
- 日々地域の中で活動し状況を把握している保育園及び児童館・学童保育クラブの職員の災害時の体制整備と活動能力の向上を図ります。
- 大地震や火災、異常気象による災害などの自然災害発生時を想定した実践的な避難訓練のほか、AEDなどの応急救護機器を活用した救命講習などを実施していきます。
- 東日本大震災に起因する原子力発電所事故による放射性物質拡散に対する、保護者等の放射線への不安解消のための取組を適切に行っていきます。



【拡充事業】

- 事業番号6101 災害時の乳幼児や児童の防災拠点（一時的な避難所）の整備（子育て支援課・保育課）

日常生活においても健康面などには配慮が必要な乳幼児・児童は、環境の変化に弱く、防犯や災害時に安心して避難できる防災拠点は、地域の中で必要である。「目黒区地域防災計画」では、保育園5か所を「福祉避難所」、住区センター併設児童館は「補完避難所」として位置づけられている。「補完避難所」として位置づけられていない児童館・学童保育クラブでも乳幼児や児童に特化した防災拠点（一時的な避難所）としての役割を果たす仕組みを構築する。

現況	計画目標
〔前計画番号6101〕 補完避難場所以外の児童館にて実施する計画となっている。平成30年度、関係機関との調整を行い、試行実施後、令和元年度に、1館にて実施をしている。未実施となっている残り2館についても導入をしている。	令和元年 実施館の検証と災害時初期対応マニュアル及び非常用備蓄品の点検実施。 令和2年 対象となる全児童館の実施。 「補完避難所」として位置づけられていない児童館・学童保育クラブでも乳幼児や児童に特化した防災拠点（一時的な避難所）としての役割を果たす仕組みの構築。 福祉避難所の保育園への液体ミルク配備。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号6102〕 保育園、児童館等における危機管理意識の高揚 ・子育て支援課 ・保育課	〔前計画番号6103〕 犯罪被害防止の訓練や指導を通じて幼児・児童・生徒の安全確保及び保育園、児童館等の安全管理を徹底する。
〔事業番号6103〕 生活安全パトロールの継続実施と活動強化 ・生活安全課	〔前計画番号6104〕 犯罪の未然防止と子どもの安全確保を目的に、青色回転灯装備車両による生活安全パトロールを継続実施し、犯罪発生状況に即した警戒態勢により区民の安全・安心を確保する。
〔事業番号6104〕 犯罪防止対策の推進 ・生活安全課	〔前計画番号6105〕 ①各種広報・啓発活動の推進。 ②町会、自治会、PTA等への防犯講話。 ③パトロール団体に対する研修会の開催。 (年1回)
〔事業番号6105〕 地域安全パトロール団体等への防犯資器材貸与及び防犯ブザーの配布 ・生活安全課	〔前計画番号6106〕 ①地域の防犯パトロール団体の結成促進と活動支援を行い、地域に即したパトロール態勢の構築を図る。 ②新小学1年生等の登下校時の安全確保のため防犯ブザーを配布する。

事業名	事業概要
〔事業番号6106〕 安全・安心に関する情報提供 ・生活安全課	〔前計画番号6107〕 警察から提供を受けた防犯情報等を基に、生活安全ニュースを発行し、住民の自主防犯活動を促進する。
〔事業番号6107〕 学校緊急情報連絡システム（めぐろ子ども見守りメール）の活用 ・教育政策課	〔前計画番号6108〕 子どもが事件や事故に巻き込まれることを未然に防止するため、不審者の出没情報など、子どもの安全に関わる情報を、電子メールを利用して学校や区から保護者へ配信し、情報を共有することで、子どもの安全を図っていく。
〔事業番号6108〕 学校における危機管理意識の向上 ・教育指導課 ・学校運営課	〔前計画番号6109〕 子どもの安全を確保するためには、教職員が日ごろから危機管理意識を持ち続けることが不可欠であることから、危機管理研修や実践的訓練を定期的実施する。 また、学校・園で放射性物質検査等を実施し、保護者等の不安解消に努める。
〔事業番号6109〕 学校の防災対策・応急救護体制の充実 ・教育政策課 ・教育指導課	〔前計画番号6110〕 災害発生を想定した避難訓練や集団下校訓練の実施のほか、救命講習等を定期的実施して、学校の防災対策と応急救護体制の充実を図る。
〔事業番号6110〕 セーフティ教室 ・教育指導課	〔前計画番号6111〕 児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、保護者・地域の参加による非行・犯罪被害防止教育の推進を図る。
〔事業番号6111〕 こども110番の家 ・生涯学習課	〔前計画番号6112〕 各種事件や事故等による子どもたちの被害を未然に防止するため、小・中学校の通学路や遊び場周辺の在宅機会の多い家庭や商店等の協力を得て、子どもたちが身の危険を感じたときに緊急避難できる場を確保する。

(2) 交通安全対策の推進

現 状

交通安全意識や交通マナーの啓発、交通安全対策により、区内の交通事故全体の件数は減少傾向にありますが、自転車に係る事故件数の割合は少なくなっておりません。また、交通ルールやマナーを無視した危険な自転車利用も見受けられます。

子どもや保護者が安心して安全に移動できるよう、歩行・自転車走行環境の整備や交通安全施設の改善を進めています。また、子どもが交通ルールを理解できるよう交通安全教室等を開催しています。

課 題

- 子どもや保護者などすべての人が、安心して安全に外出でき、日々の生活が送れるま
ちの実現を目指す必要があります。
- 通学路の安全点検等に基づき、危険箇所の交通安全対策を進めていく必要があります。
- 子どもが交通ルールを理解できるよう交通安全教室等を継続して行う必要があります。
- 自転車利用者の増加に伴い、ルールを無視した危険な走行が見受けられることから、
だれもが安心して通行できるよう自転車走行環境の整備を行う必要があります。
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全対策を図る必要があります。

施策の方向

- 通学路や裏通りで危険箇所の交通安全対策や自転車走行環境整備を進めます。
- 警察署や関係団体等との連携により、子どもが、安全に通行するための交通ルールや
マナー、自転車の正しい乗り方などが身につくよう交通安全教育等を継続して実施し
ます。

【新規事業】

●事業番号6201 総合的な自転車対策の推進【実】（みどり土木政策課）

子どもから高齢者まで安心して利用できる自転車走行環境整備のため、交通安全対策としての優先度が高い、駅周辺を中心に区道77.7kmを整備する。

現況	計画目標
駅周辺2区域にて自転車ナビマークを設置した。 (平成30年度実績)	自転車適正利用の普及啓発や自転車走行環境整備により、自転車の事故防止及び通行の円滑化を図る。

●事業番号6202 通園・園外保育等の交通安全対策の推進（保育課・子育て支援課・道路公園サービス課）

未就学児が日常的に集団で移動する経路の通行の安全性を高めるため、保育等施設、道路管理者、警察署により実施した点検結果を踏まえ、抽出した危険箇所について関係機関が共有するとともに、連携して交通安全対策を実施する。

現況	計画目標
未就学児が日常的に集団で移動する経路の危険箇所を抽出した。 通園・園外保育等の交通安全対策検討会を設置（令和元年度実績）	抽出した危険箇所の交通安全対策の実施。

【拡充事業】

●事業番号6203 通学路・裏通りの交通安全対策【実】（みどり土木対策課）

通学路や裏通りでの交通安全対策を行い、小学校児童をはじめとする歩行者のさらなる安全を確保することを目的とする。区画線や通学路標識、通学路表示等の整備や交差点内のカラー化、すべり止め舗装、自発光道路釘等の整備を行う。

現況	計画目標
【前計画番号6201】 下目黒住区内の通学路や裏通りにおいて交通安全対策を行った。 (平成30年度実績)	通学路や裏通りにおいて、歩行者や自転車が安全・安心に通行できる道路環境整備を進めていく。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号6204〕 交通安全教育等 ・土木管理課	〔前計画番号6202〕 子どもの交通安全意識向上のため、警察や保育園、小学校、区民団体等との連携により道路横断訓練や自転車安全教室等の交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動や広報等による啓発を図る。

(3) 子育てにやさしい施設等の整備

現 状

自然環境の減少や都市化など、子どもや子育て家庭への環境が大きく変化する中、区では子どもから高齢者までだれもが利用しやすい施設の整備に努めています。

子どもたちが身近に自然と触れ合う近所の公園などでは、遊具、ひろば、みどり、休息する場などだれもが安心して安全に利用できる施設を整備するため、「みどりの基本計画」に基づき、着実に公園等の整備や改良を行い、平成30年度末の区民1人当たりの公園面積は1.75㎡（目黒区立公園条例では一人当たりの公園面積標準5㎡以上）となっています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」などに基づき、子どもや高齢者、障害者など、だれもが安心して安全に利用できる環境整備を進めています。

学校施設は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）等の法令に基づき、障害のある児童生徒等の利用にも配慮して、バリアフリー化を進めています。

課 題

- 学校施設は、多くの児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場です。したがって、児童・生徒等の健康と安全を十分に確保することはもちろん、快適で豊かな空間として整備することが必要です。また、学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、地域の防災拠点としての役割が求められており、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々の利用を考慮し、そのバリアフリー化を積極的に推進する必要があります。
- 妊産婦や子どもを連れた方などだれもが安心して利用できるよう、公園などのバリアフリー化が必要です。
- 公園などの増設、遊具の整備など、子どもの年齢に応じた遊びができる場所の確保が求められています。また、子どもが健やかに成長していくために、豊かなみどりや生き物が生息する自然環境と接する場の整備が必要です。
- 園庭のない保育園の増加により保育園児の公園利用が増えているなど、公園などの整備による遊び場の確保が求められています。
- 公園などの遊び場を安心して利用できるよう、公園施設の適切な維持管理が求められています。また、防犯上の配慮などを行う必要があります。
- 子どもや子どもを連れた方など、だれもが安心して安全に外出できるよう歩道等の環境整備が求められています。
- 新しい施設整備だけでなく、未利用の時間帯の活用や目的外の利用等、様々な公共施設を有効活用して、子どもと子育てにやさしい街をつくる工夫が必要です。

施策の方向

- 学校施設の改築や大規模改修時において、バリアフリー法等の法令に基づきユニバーサルデザイン※による施設整備を行います。
- 既設歩道の横断勾配や車道との段差等について、基準等に適したものに改修していきます。
- 住民参加を基本とし、多様なニーズに対応した公園等の整備・改良を進めるとともに、まちのみどりを増やし、自然に親しむ機会を充実させていきます。
- 公園等の整備や改良に当たっては、「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づきバリアフリー化を進め、だれもが利用できる施設の整備を行います。
- だれもが安心して安全に公園を利用できるよう、公園内の遊具や各種施設の安全性を確保し、適正な維持管理を行うとともに、防犯に配慮した整備を行います。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号6301〕 歩道のバリアフリー化推進 ・みどり土木政策課	〔前計画番号6301〕 バリアフリー新法が施行され、すべての人が日常の活動を円滑に行うことができるように歩行者空間のバリアフリー化を図ることを目的とする。「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」に基づき、歩道のバリアフリー化を進める。
〔事業番号6302〕 公園等の整備 ・みどり土木政策課	〔前計画番号6302〕 「みどりの基本計画」に基づき、新規の公園等の整備を進める。整備に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。
〔事業番号6303〕 公園等改良 ・みどり土木政策課	〔前計画番号6303〕 「みどりの基本計画」に基づき、既存公園等の機能改良を着実に進める。改良に当たっては、利用者の意見を反映させた施設づくりに取り組む。
〔事業番号6304〕 ユニバーサルデザインによる施設整備（学校、児童館、保育園等） ・関係各課	〔前計画番号6304〕 公共的な建築物や公共施設の整備・大規模改修時において、バリアフリー法、「東京都建築物バリアフリー条例」、「東京都福祉のまちづくり条例」及び「目黒区立施設福祉環境整備要綱」に基づき、だれにでも使いやすい施設整備を進める。（「だれでもトイレ」、エレベーター等の設置等）

(4) 子育てのための居住環境の確保

現 状

区では、住宅マスタープランを策定し、住宅の確保が困難な一定基準以下の所得世帯に向けた区営住宅の提供や子どもを育成する中堅所得世帯に向けた区民住宅の提供、民間賃貸住宅に居住するファミリー世帯に対する家賃助成などの居住支援を行い、子育て中の世帯が安心して目黒区に住み続けられるよう住宅政策を推進しています。

住宅状況や社会事情の変化を受け、平成18年に「住生活基本法」、平成19年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が制定され、住宅の確保に特に配慮を要する世帯を支援するための国、地方公共団体、住宅関連事業者など、関係者の責務が明らかにされ、平成29年には、住宅セーフティネット法の一部改正により、民間賃貸住宅や空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度や入居円滑化に関する措置などを内容とする新たな住宅セーフティネット制度が施行されました。

これを受けて、区では住宅セーフティネットの確保に向けた施策を展開しています。

課 題

- 目黒区としての住宅セーフティネットをより一層構築していく必要があります。
- 公的住宅入居へのニーズが高いため、既存住宅の大規模改修・建替えの機などをとらえて区営住宅等の整備を検討していく必要があります。
- 民間賃貸住宅に居住する、住宅の確保に特に配慮を要する世帯の居住の安定を図る必要があります。

施策の方向

- 子どもを育成する世帯を対象とする公的住宅の提供を継続していきます。
- 子どもを育成する世帯に対する民間賃貸住宅居住支援を継続していきます。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号6401〕 公的住宅の提供 ・住宅課	〔前計画番号6401〕 子どもを育成する世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する世帯が区内で安心して住み続けられるよう公的住宅を提供する。
〔事業番号6402〕 民間賃貸住宅居住支援 ・住宅課	〔前計画番号6402〕 子どもを育成する世帯に対して家賃助成を行うことにより、区内居住支援及び子育て支援を行う。

